賞勲局

栄典制度の調査、研究、企画業務のほか、春秋叙勲等における勲章等の授与の審査などの栄典に関する事務を行っています。

総務課

審査官

Cabinet Office

栄典制度とは

栄典（勲章及び褒章）は、国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰するものです。我が国の栄典制度は、明治初期に創設されました。栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為です。

勲章は、国賓等の来日時に相互に交換されるなど、国際親善の役割を果たしています。社会経済の変化に対応しながら制度を運用しています（平成 28 年「栄典授与の中期重点方針」を策定）。

大綬章勲章親授式（宮中：正殿松の間）（出典：宮内庁）

文化勲章受章者

一般推薦制度とは

春秋叙勲の候補者としてふさわしい方を一般の方々が推薦できる「一般推薦制度」が平成 15 年から実施されています。この制度は、人目に付きにくい分野において真に功労のある方や多数の分野で活躍し功労のある方などを春秋叙勲の候補者として把握するためのものです。

栄典の種類及びその概要

	種　類		授与対象
勲章	大勲位菊花章頸飾 大勲位菊花大綬章		旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある方
	桐花大綬章		
	旭日大綬章	瑞宝大綬章	国家又は公共に対し功労のある方 旭日章 功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた方 瑞宝章 公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方
	旭日重光章	瑞宝重光章	
	旭日中綬章	瑞宝中綬章	
	旭日小綬章	瑞宝小綬章	
	旭日双光章	瑞宝双光章	
	旭日単光章	瑞宝単光章	
	文化勲章		文化の発達に関し特に顕著な功績のある方
褒章	紅綬褒章		自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方
	緑綬褒章		長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方
	黄綬褒章		農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方
	紫綬褒章		科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方
	藍綬褒章		・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方 ・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力された方
	紺綬褒章		公益のため私財を寄附した方

● 勲章

(1)春秋叙勲

毎年２回、春は４月 29 日付けで、秋は 11 月３日付けで授与されています。70 歳以上の功労のある方（人目に付きにくい分野等においては 55 歳以上の方）が対象です。

(2)危険業務従事者叙勲

春秋叙勲とは別に、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者に対する叙勲です。春秋叙勲と同じく、毎年４月 29 日及び 11 月３日付けで授与されます。

(3)高齢者叙勲

毎月１回、春秋叙勲によって勲章を授与されていない、年齢 88 歳に達した功労のある方へ授与されます。

(4)死亡叙勲

勲章の授与の対象となるべき者が死亡した場合には、春秋叙勲とは別に随時勲章を授与しています。

(5)外国人叙勲

外国人叙勲は、国賓等の来日や駐日外交官の離任に際して実施する儀礼的色彩の濃い叙勲と、我が国との友好の増進等について顕著な功労のあった外国人に対して実施する叙勲とに分けられます。

● 文化勲章

毎年 11 月３日の文化の日に、文化の発達に関して顕著な功績のあった者に対して授与されます。

● 褒章

(1)春秋褒章

優れた事績のある方又は団体を対象に、春は４月 29 日に、秋は 11 月３日に、春秋叙勲と同日付けで授与されます。

(2)紺綬褒章

毎月１回、公益のために私財（500 万円以上）を寄附した者を対象に授与されます。

大勲位菊花章頸飾

大勲位菊花大綬章

桐花大綬章

旭日大綬章

瑞宝大綬章

文化勲章

紅綬褒章